

わかります。ありがとうございました。

○委員長（西田昌司君） この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉良よし子君が委員を辞任され、その補欠として白川容子君が選任されました。

○古賀千景君 立憲民主・無所属の古賀千景です。今日もよろしく願います。

数年前より、公立小学校、中学校の教職員の産休、育休の代替教員を、本来なら五月から産休という方も四月に遡って一緒に代替者を付けていよというふうに運用が見直されました。そして、学校現場はそのことで大きく助かっています。

それが、一つ不思議に思うことがあって、対象者が産休に入るのは五月一日から七月三十一日という産休予定者という点です、対象者が。学校現場では、想像してみてください、六月に産休に入る教職員には代替者が付いている、四月に産休に入る教職員には、おなかもこんなに大きいのに代替者が付かない。私はこれはとてもおかしいことだと思うんですが、この対象者が五月一日からというのはなぜなのか。四月に産休に入る方が除外されている理由を教えてください。

○政府参考人（望月禎君） お答え申し上げます。全国的な教師不足の状況を踏まえまして、産休、

育休の取得に際しまして年度途中に代替者を確保することが困難なケースが多くなっていることから、自治体の要望も踏まえまして、国としても任命権者である教育委員会が代替者を確保しやすくなるよう支援していく、その趣旨からこの制度を設けたところでございます。

令和五年度より、年度初期である五月から七月末までに産休、育休を取得することが見込まれる教職員の代替者を年度当初から確保できるように、現行の加配定数の範囲内で優先的に措置する取組を行っているところでございます。

この取組につきましては、年度途中に代替者を確保することが困難であることから、代替者を年度当初から前倒しで確保することを支援するものでございまして、年度当初である四月中に産休、育休を取得する教職員の代替者につきましては、四月の年度当初からの確保が可能でございますことから、この支援の対象とはなっていないところでございます。

○古賀千景君 可能だということですかね。じゃ、四月一日から二人付け、もう一人付いてもいいということですか。

○政府参考人（望月禎君） 教職員の人事は、先生も御承知のとおり、多くの方が四月に人事異動、人事配置されますけれども、四月の当初から産休、育休に入るという場合が見込まれる場合には、そ

れを見越しまして四月の当初からの人事異動に合わせ採用するということが通常都道府県教育委員会等でも見込まれますため、今回のこの加配中の制度においては五月からというふうになっているところでございます。

○古賀千景君 じゃ、四月三十日から産休に入るという方は、四月一日から付くということですか。
○政府参考人（望月禎君） 四月一日からの仮にこの産休に入る場合というのは、それは、仮にそうなった場合は兼務となることもあるかと存じます。

○古賀千景君 兼務となることもある。付いてもいいということですか。

○政府参考人（望月禎君） 済みません。私の説明が少し不正確だったと思います。

この加配制度につきましては、四月から、四月一日から四月三十日までの間に活用する場合には活用ができるものではしておりませんで、その場合には兼務という形になります。

○古賀千景君 兼務って、何を兼務するんですか。そこが分からないです。教えてください。

○政府参考人（望月禎君） この教職員の給与費に関しては、御承知のとおり、国が三分の一、そして地方公共団体が三分の二、それを地方交付税で負担しているという仕組みでございますけれども、四月一日から四月三十日に採用して配置をす

る場合、この場合はほかの、国の定数の措置の中での国庫負担ではなくて、県費負担教職員としての県の負担として実施をしていただくということになるという、そういう意味でございます。

○古賀千景君 分かりました。

実態として、でも、四月中に入る人、こんなおなかの大きい人は、次の代替者来るかなと心配に毎日仕事をしなければならぬ。五月、六月に入る人は、ああ、次はこの人がうちのクラス持つてくれるから安心だなと思つて過ごすことができる。

その四月に入らないというのは、人間的、人間の体から見て、私は四月一日からきちんと二人付けてあげるべきなのではないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 今局長から答弁をさせていただいたとおりでありますけれども、年度途中に代替者を確保することが困難であるということから、代替者を年度当初から前倒しで確保することを支援するというものであります。年度当初である四月中の産育休を取得する教職員の代替者については、年度当初からの確保が可能であることからこの支援の対象とはしていないというふうに整理をされているというふうに承知をしております。

○古賀千景君 今、学校では代替者なかなかないなくて、四月から確保することはとても難しいとい

うことはもう御存じだと思いますので、そのことを申し述べます。

それと、今、年度途中で教職員不足で代替者来るのは大変だと言われたんですが、じゃ、なぜ反対に五月一日から七月三十一日までなのか。その後、八月、九月、十月、この人たちには何もないんですよね、そういう制度。

そうやって、今少子化対策とかいって国が進めていくのであれば、例えば、学校は春休み、夏休み、冬休みがあるので、その初めの四月と九月と一月に遡つて二人、今の制度のような代替者を付ける。これ、自治体の方が先んじてやっているところもあるんですけど、国としてこれをやろうということはないですか。お願いします、大臣。

○国務大臣（松本洋平君） ちょっと先ほどと重なる部分もありますが、産育休代替教職員については、年度途中からの確保が困難になるケースが多いことから、年度途中から産育休に入ることが年度開始前の時点で決まっている場合に、現行の加配定数の範囲内で優先的に措置を行うことで代替者を年度当初から前倒しで確保することを支援しているものであります。

このため、任命権者であります都道府県教育委員会などが年度開始前の時点で対象者をあらかじめ把握することが可能であります七月末までに産育休を取得する場合を対象としております。

文部科学省としては、教師の皆様が産休や育休を安心して取得できる職場環境を整備することが重要と考えておりまして、新たな定数改善計画や学校における働き方改革を着実に進めることで、指導運営体制の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

ただ一方で、先ほど委員がお話をありましたように、この制度を五月から七月までということをつくったことによつて、かなり学校現場もそれでお助かっている人たちも大勢いらつしやるというお話も今御紹介をいただいたところであります。

要は、この加配の配分も含めまして現場がきちんと回るのか、また同時に、それによつて子供たちの教育を始めとしたその学校運営に混乱が生じないのかということが一番大切なポイントだと思つております。

それに加えて、当然、学校のその先生方の状況というものだと思つておりますので、現場の状況というものを我々としてもしっかりと注視をさせていただきながら、よりこの制度が使い勝手が良く、そして学校にとつても良くなるような、そうした運用というものをどういうことが考えられるのかということは、よくよくちよつと現場の状況というものも注視をしながら考えさせていただきたいと思つております。

○古賀千景君 ありがとうございます。

現場の状況は、産休代替者はほぼ来ない。全部、教頭先生とか主務教諭とかが、主幹教諭とかがそのクラス入って、子供を帰した後に本来の自分の仕事をする、これが普通になっています。

ですので、今、三月中に人数が分かって言われましたが、年度末に、毎月調査されていますよね。産休、育休に入りますかというのは職員に聞かれています、管理職はきちんと。だから、きちんと数は把握できるはずです。だから、きちんと本当に、五、六、七、有り難いんですが、年間を通してそのような制度に是非していただきたいということ、四月の人たちも入れてほしいということを要望します。

では、次の話題に行きます。

二〇一九年から始まりました高等学校等就学支援金オンライン申請システム、e-Shienについてお伺いします。

今年から始まった高校の授業料無償化にもこの申請方法が使われています。本年度は、オンライン申請が開始された後にシステムダウンが起こり、申請期間、停止期間が生じました。高校無償化も始まったばかりで、保護者は不安に思い、混乱が広がり、学校には問合せが殺到したと伺っています。制度運営上のトラブルがそのまま学校現場に転嫁され、学校が謝罪、制度説明、再開連絡等の対応に追われました。

このシステムダウンの期間、原因、そして学校や保護者への対応はどのようにされたのかを教えてください。

○政府参考人（望月禎君） 今般の新しい就学支援金制度の実施に当たりまして、システムの停止に関しまして生徒、保護者の皆様に御迷惑をお掛けしました。申し訳ございませんでした。

システムの、新しいシステムの停止につきましては、兵庫県での個人情報漏えい事案に起因しまして、本年四月の十七日の十八時に一時停止をいたしまして、同様の事案が発生しないようシステム上の対応を完了したことを確認した上で、一週間後の四月の二十四日十五時に再開をしたところでございます。

このシステムが停止した原因でございますけれども、従来、高等学校等就学支援金につきまして、生徒、保護者からの申請書類の内容を学校が代わりにシステムに入力する代替申請の方法を取ることができるようになってございましたけれども、兵庫県の学校におきまして、二年前の申請時に学校が誤って登録した別の保護者情報が今年度の申請時に表示されてしまう事例が発生をいたしましたことに鑑みまして、同様の事例が全国で発生しないように、一時的にe-Shienシステムを停止をしましてシステムの改修を行ったものでございます。

その際、四月にもう就学支援金の申請が始まっているところでございましたので、就学支援金の申請をした方もいるし、まだこれからという方もおりましたので、各都道府県に対しましては申請の締切り時期の変更を求めまして、仮に四月中旬に申請手続が行われなかった場合におきましても四月分の就学支援金が支給できるよう、都道府県に対して弾力的な取扱いをすることにつきまして四月二十日をお願いをしたところでございます。

○古賀千景君 でも、一番そこ、申請したい時期の一週間の場合にそのようなことが起こってしまいました。このような場合に備えての対策はその後また新たに考えられているんですか。お願いします。

○政府参考人（望月禎君） 今回の事案につきましては、学校が過去に誤登録をしたデータにつきまして、本来は学校において当該データをシステム上において非表示にする処理を行わなければならなかったところ、その処理が行われていなかったことから発生したものでございますけれども、文部科学省としまして、同様の事案が起きないように、その手続の手順を明らかにするなどの業務マニュアルを改訂をいたしました。説明会もまた通じまして、その内容の周知徹底に努めることとしてございます。

○古賀千景君 e-Shienについては、毎年、

就学支援制度は制度改正が行われていて、それに伴うシステム改修や通知発出の遅れが常態化している。特に、年度末のシステム改修後、正式通知が学校へ届く時期が遅いために、新入生向けの入学説明会等で制度説明や申請内容を十分に行うことができないというような声が私のところに届きました。保護者からは、今年はどう変わったんですかと、申請はいつからですか、申請書類はいつ配付されるのですかというような問合せが学校に全部来ています。でも、しかし学校も、システムが毎年変わっているの、それを詳細を把握できていないこともあり、十分な説明ができないというような状況だと伺っています。

大臣にお伺いします。

このように毎年保護者や学校現場が混乱していることについての御見解をお願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 今回の制度改正に当たりましては、昨年十月末の三党合意を踏まえまして、本格的な準備を進めてまいりました。昨年末から計六回にわたって、支給事務を担う都道府県に対しまして事務手続の変更点などの説明ができる限り行うなど、周知に努めてきたところであります。

いずれにいたしましても、制度変更の際にはその仕組みをしっかりと理解してもらうことが重要でありまして、都道府県とも連携をいたしまして、

今後とも丁寧な説明と周知に努めてまいりたいと考えておりますし、また、保護者や学校現場が混乱をしないように我々としても努めてまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 よりそうやって申請しやすいようにと改善していただいているという点から見たらとても有り難いし、御尽力いただいているのはよく分かります。しかし、それがどうしても保護者に、結局困る、混乱を招いているというところで、是非それをもっと前倒したりとか早めたりとか、そして学校や保護者が混乱しないようにしていただきたいということを御要望します。

それと、外国籍生徒の申請はもっと大変なんです。事務担当者が一人ずつ電話連絡や国籍又は在留資格を確認したりしています。名前を見て、ああ、この子もしかしたら日本籍じゃないかもしれない、国籍欄がないそうです。ですので、すごいデリケートな個人情報で、日本の国籍をお持ちですとか普通聞けないでしょう。何かそういうことを学校がしなければならんです。配慮を必要とします。おまけに、パソコンではなく紙申請だから、場合によっては住民票、在留カード、小中学校の卒業証明書など多数の添付書類が必要な場合があります。そして、日本語がおしゃべりになれない保護者の方もいらっしゃるというのが実態です。でも、学校の事務担当者は、この目の前

にいる生徒たちの学びを止めるわけにはいかないと、この子たちに不利益が行ってはならないと必死に対応してくれています。

本当に外国籍生徒をそのように分ける必要があるのか、また外国籍生徒の申請方法については改善が必要なのではないかと思いますが、参考人、いかがでしょうか。

○政府参考人（望月禎君） 新たな就学支援金制度の実施に当たりまして、御担当の都道府県あるいは学校の方で手続につきまして御苦労を掛けしておりますこと、私どもとしてもいろんな説明会を行ってございますけれども、また連携を図ってまいりたいと思っております。

今御質問の件でございますけれども、新たな就学支援金制度におきましても、生徒がオンライン又は書面によって申請することになっております。

その外国籍生徒に係る就学支援金制度の申請に当たりましては、今回制度が改正されたことがございまして、受給資格を丁寧に要件を確認するために国籍や在留資格に応じまして必要書類を提出していただくこととなりますけれども、制度改正初年度でございます今年度は書面による申請としてございます。

ただ、現在、e-Shienの改修、そのシステムの改修を検討をしております、今後、それらの申請につきましてもオンラインで実施でき

るようにすることを含めまして検討し、事務手続の簡素化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○古賀千景君 ありがとうございます。そうやって改善していただくことで、保護者のこともすくく分かってくださったりとかするのはすごくうれしいと思っております。

元々、この制度なんですけど、一度保護者が学校へ授業料を振り込む、そしてその後、その確認をした後、また学校から家庭へ同じ金額が振り込まれるという、保護者にも学校にもとても煩雑な事務作業を発生させているというふうに考えますが、その点の改善はできないでしょうか。大臣、お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 高等学校等就学支援金制度の趣旨ですとか目的を鑑みまして、就学支援金は授業料債権に充てることとされているものでありまして、文部科学省におきましては、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で授業料を徴収することが基本であることなどを各都道府県に対して通知をしているところであります。

ただ一方で、今御指摘をいただきましたように、学校によつては、財務状況等を踏まえまして、保護者から授業料を一度徴収し、そして就学支援金相当額を還付している方式を取っている学校もあるというふうに承知をしているところであります。

そのため、文部科学省としては、できる限り保護者の負担の軽減が図られるように、各都道府県から私立学校への就学支援金の支出時期の早期化の依頼をしているところであります。

引き続き、制度の趣旨の浸透でありますとか保護者の負担軽減に取り組んでまいりたい、そして、今委員がおっしゃるような方向というのは我々も同じ思いを持っておりますので、そうした方向にしっかりと進んでいくように取組を進めてまいりたいと思います。

○古賀千景君 ありがとうございます。よろしくお願いします。

それでは、話題を変えて、先日、沖縄県の八重山地方に行かせていただきました。そのとき驚いたことです。高校が石垣島に三校あるのみで、ほかの離島には小中学校があるにもかかわらず全く高校がない。多くの島の生徒は十五歳で親元を離れて、那覇市等にある高校へ進学するという事実です。

十五歳ですから、まだまだ親にいろんなことを相談したり甘えたりしたい年頃だと私は考えます。十五歳で親元を離れないと学べない、この島の高校生の現実を文科省はどのように受けていますか。大臣、お願いします。

○国務大臣（松本洋平君） 公立高校は、多様な背景を有する生徒の様々な学習ニーズに応える

とともに、セーフティーネットの役割も果たす、また、地域が求める人材育成などの観点から高校教育の普及や機会均等を図る、地域社会に根差した重要な存在であります。

公立高校の配置の在り方についてであります。こちらは、都道府県がその責任において地域住民の御意見を伺いながら判断をいただくことが大切であると考えているところであります。

二月に公表した高校改革のグランドデザインにおきまして、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、そしてアクセスの確保を掲げておりまして、生徒の地理的アクセスの確保に留意することを明記をしているところであります。

是非、地域の実情や公立高校の果たすべき重要な役割を踏まえまして、各都道府県におきましては、今、実行計画をグランドデザインに基づいて検討していただいているところでありますが、是非、各都道府県におきましてもしっかりと考えていただきたいと思っておりますし、また我々としても伴走支援をしてみたい、そのように考えております。

○古賀千景君 自治体だけではなくて、国が引っ張っていくというぐらいの勢いを持って是非やってほしいなと思っています。

その十五歳で離れた子供たちは、寮を探さなければなりません。那覇市には、沖縄県立離島児童

生徒支援センター、群星寮があります。これは、定員が百二十人、学年四十名が入所です。

この寮について伺いたいんですが、この寮には希望すれば、四十名ですが、全員入寮することができているのか。もし定員より多い人数が希望した場合はどのように入寮者を決めているのか。国ではないかもしれませんが、教えてください。

○政府参考人（望月慎君） 今先生から御紹介いただきました沖縄県立離島児童生徒支援センター、通称群星寮と言われているこの寮でございますけれども、高校のない離島出身者の経済的負担の軽減を図るとともに、離島振興に資するため、高校進学する際の生徒の寄宿舎と小学校、中学校、高校生の交流拠点としての機能を併せ持つ施設として平成二十八年に開所をした施設であると承知をしております。

沖縄県教育委員会に確認をいたしましたところ、入舎の資格は沖縄県の条例で定められてございまして、寄宿舎が設置されていない全日制の高等学校に在学又は入学が決定しているということ、そして陸上交通により通学することができる高等学校が所在していない離島の中学校を卒業したこと、そして秩序ある共同生活ができると認められることの三つの要件を満たした生徒が対象となつているとのことでございます。例年八月から十月に、対象となる市町村教育委員会を通して、全日

制の高等学校に進学予定の中学三年生を対象に募集が行われると聞いてございます。

入舎希望者が定員を超過した場合でございますけれども、応募人数に定員を超えて市町村ごとに入舎の人数が決め、割り当てられているという形になってございまして、市町村教育委員会が決めました優先順位に合わせまして入所者が決定されると聞いているところでございます。

○古賀千景君 優先順位ってどんな順位なんだろうとちょっとと思いますが、多分国だからですね、かもしれませんが、とか、あとは、言葉の中に秩序あるとか、秩序あるって言われたら、じゃ、障害のある子供たちは駄目なのかとか、何かその辺の部分、全ての子供たちを文科省は学ぶ機会をというふうに言われているのに、秩序あるというところがちよつと私の中には引けがかりました。

高校に寮がある高校もありますが、入れない場合はアパートを借りたりとかやっています。そして、親戚がいらっしゃるところで生活をさせてもらう。そして、まだ十五歳ですから、家族も島を離れて転居して、そして二拠点生活を余儀なくされたりしている場合もあります。保護者への経済的負担もかなりのものです。

地域によって家庭に経済的負担が重くのしかかっているこの現状は、果たして教育の機会均等と言えるのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（松本洋平君） 済みません、ちよつと、沖縄の例に限らず日本全体の話としてちよつとさせていただきますと思いますが、文部科学省におきましては、へき地児童生徒援助費等補助金におきまして、高校未設置の離島の高校生を対象にいたしまして居住費などを支援する都道府県及び市町村に対する補助事業を行うとともに、高校教育に係る家庭の経済的負担を軽減するため、高校生等奨学給付金によりまして、低所得世帯を対象にいたしまして、学用品や教材費などの支援を行っているところであります。

我々といったしましては、こうした措置を通じまして、そうした離島などから離れて暮らす、そして同時にアパートを借りるなど、そうした居住費の支援などを行っているところであります。こうした取組、加えて、沖縄に関して言えば沖縄独自の取組というものも行っているというふううふううに私自身聞いたことがございます。

是非、そういう意味では、そうした制度というものを含め合わせながら、こうした離島やへき地に暮らしている、出身の子供たちもしっかりとした教育を受けられるような、そういう環境というものをお我々としてもこれからも進めて、努めてまいりたいと思います。

○古賀千景君 環境が変わるわけですから、その寮に合わなかったりとかするお子さんもやっぱり

いらっしやるそうなんですね。人間だから当たり前だと思えます。そういう場合に、退寮していつて、そしてそこにまたアパートを借りていつたりとかする。だから、寮を選べないというのが正直なところだと思います、この十五歳の生徒さんにしたら。

私は、ここに行きたいとか、ちよつと子供がここ合わなかったからこつちに行こうとか、そういう選べる選択肢が要るのではないかと思つています。大臣、国立で寮をつくりませんか。いかがですか。

○国務大臣（松本洋平君） 繰り返しになりますけれども、全国どこにいても多様で質の高い学びを提供できるように、一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会、またアクセスの確保は大変重要であると考えております。

寮を含めまして、公立高校の施設整備につきましては、設置者であります地方公共団体の責任において実施されてきたところであります。

他方で、国が高校改革を牽引し、地域の実情に応じて高校改革を進めるための取組というものもしておりますし、また、都道府県の計画に基づく取組に活用可能な高等学校教育改革等推進事業債といったようなものにおいて、改革に伴う施設並びに設備整備を支援対象としているところであります。

こうした制度というものを是非とも御活用をいただきながら、引き続き、離島地域に含む教育機会の確保や公立高校の特色化、魅力化に我々としても取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○古賀千景君 大臣は所信のときに子供たちの責任のないところで学ぶ機会を奪われてはならないということと言われたことを、私はとてもよく心に残っています。この子たちが離島に住んでいることは、子供の責任のないことです。

ですので、そこをきちんと是非御検討いただきたい。あの子たちに学ぶ機会を、保護者の方の経済的負担を減らしていけるように、国としても取り組んでください。お願いします。

終わります。

○吉田忠智君 立憲民主・無所属の吉田忠智です。今日は、農林水産大臣、政府参考人に質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

まず、中東情勢が農林水産業に与える影響と対策について質問いたします。

二月二十八日に、アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃がなされて、もう三か月になるうとしています。そして、何隻かはホルムズ海峡を通過いたしましたけれども、原油タンカーがホルムズ海峡を通れないということで、今、政府も代替調達先の確保なども努力をいただいておりますし、また戦闘終結に向けた外交努力もしていただいているんじゃないかと思えます。

あわせて、様々な対策を講じておりますけれども、農林水産業の関係におきましても、例えば農業機械用の軽油や施設園芸の加温用A重油が高騰していることとか、あるいは石油製品を原料とする包装資材、また栽培資材が不足するんじゃないかという懸念の声も上がっておりますし、また高騰しております。そうした声が私の事務所にも寄せられております。

今の現状を農林水産大臣としてどのように認識されて、そしてどのように取り組んでいかれるのか、そのことについて考えを伺います。

○国務大臣（鈴木憲和君） お答え申し上げます。

まず、現在、原油につきましては、備蓄の放出や代替調達を通じまして、年度を越えて安定供給を確保できることになっております。また、ナフサ由来の石油製品についても、年を越えて供給継続が可能となっておりますが、しかしながら、供給見通しの共有が不足をしていることや、また一部で実績以上の発注が行われていたりなどで、農林水産業の現場も含めまして、すぐに皆さんが思った量を調達ができないといったような声なんかもお伺いしているとあります。

農林水産省といたしましては、農林水産業関連資材の流通構造などの実態把握を今現在進めてお